底面の全部がコンクリート等で覆われた

農業用施設の農地法上の取扱いについて

平成30年11月16日に施行された改正農地法により、農業委員会へ届出を行うことで、底面を全面コンクリート張りにした農業用ハウス等の設置が可能になりました。

**１　法律改正の背景**

　　近年、農業用ハウス内部の底面を全面コンクリート張りとしたいという声が強くなっていますが、このような工事をする場合には、農地法に基づく農地転用許可が必要で、そうなると税制上も農地ではなくなってしまうという問題がありました。

このようなことを背景として、国は農地法を改正し、このような農地（法律では「〔農作物栽培高度化施設〕の用に供される農地」としています。）は、事前に農業委員会に届け出ることによりコンクリート張りしても引き続き農地として扱えるようにしました（農地法第43条）。

これにより、税制上も農地として扱われ、固定資産税の負担が増加する等の問題もなくなります。

**２　改正の内容**

　　農地法は、優良農地の確保と農地の農業上の効率的な利用を図るために、農地の権利移動や農地転用を制限しています。

ここでいう「農地」は「耕作の目的に供される土地」（農地法第2条第1項）と定義されており、「耕作」とは、土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することをいう」（農地法関係事務に係る処理基準第１の（1）の①）とされています。

農地をコンクリート張りにしてしまうとその土地の肥培管理は行われないため「農地」と言えなくなることから、農地法の転用許可が必要となっていました。

今回の法律改正では、事前に農業委員会に届け出て、敷地をコンクリート張りにしたハウス等で、養液栽培等により農作物を栽培する場合には、その農作物の栽培は土地の肥培管理を伴わないものの、「耕作」に該当するものとみなすこととしたもので、これによりその敷地は農地として扱われることとなりました。

　　なお、このようなコンクリート張りした農業用ハウス等において農作物の栽培が行われていない場合には、農業委員会は農作物の栽培を行うべきことを勧告することができるとされています（農地法第44条）。

４－５